

1 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待とは

人は全て、子どもであろうが高齢者であろうが、安心できる場所で、人として尊重され、自信を持って生きていきたいという望みを持っています。しかし何らかの理由でそれがかなわなくなる場合があります。家族から軽んじられ、無視されたり、信じていた人に騙されてお金を取られたり、実の子どもから暴力をふるわれたり…。

本来、このような事態はあってはなりません。しかし悲しいことに、保健医療福祉の現場では、高齢者への暴力を見聞きすることはそれほどまれではありません。閉ざされた空間で、誰にも気付いてもらえず、助けを求めることさえもあきらめてじっと耐えている高齢者が今もどこかにいるのです。ひょっとしたら、あなたの近くにいるのかもしれない。

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」です。心身を傷つけられ、気力を奪われ、自分に自信が持てなくなっていく…これらの状態が続けば続くほど、心身に及ぶ被害は大きくなります。誰かが一刻も早く気付き、状況をきちんと見極め、適切な方策を考える必要があります。

(1) 定義と種類

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成 18 年 4 月 1 日から施行されました。この法律は、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

この法律では、高齢者虐待とは、「養護者（高齢者を現に養護する者）」及び「養介護施設従事者等」が行うものがあり、次に該当する行為を高齢者虐待と定義づけています。 身体的虐待（暴力的行為） 介護・世話の放棄・放任（必要な介護サービスを利用させない、世話をしないなどの行為） 心理的虐待（暴言や無視、嫌がらせ） 性的虐待（性的な嫌がらせなど） 経済的虐待（勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為）です。

養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の行為とされています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の行為です。

虐待の種類と具体例

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p><u>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u></p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛りつける、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束、抑制をする
介護・世話の放棄・放任	<p><u>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による高齢者の身体に暴行、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える行為と言動で放置等養護を著しく怠ること。</u></p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く、また脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護、医療サービスを、相応の理由無く制限し使わせない
心理的虐待	<p><u>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。</u></p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑する、それを人前で話すなどにより恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する
性的虐待	<p><u>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。</u></p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する
経済的虐待	<p><u>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を受けること。(高齢者の親族を含む。)</u></p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する

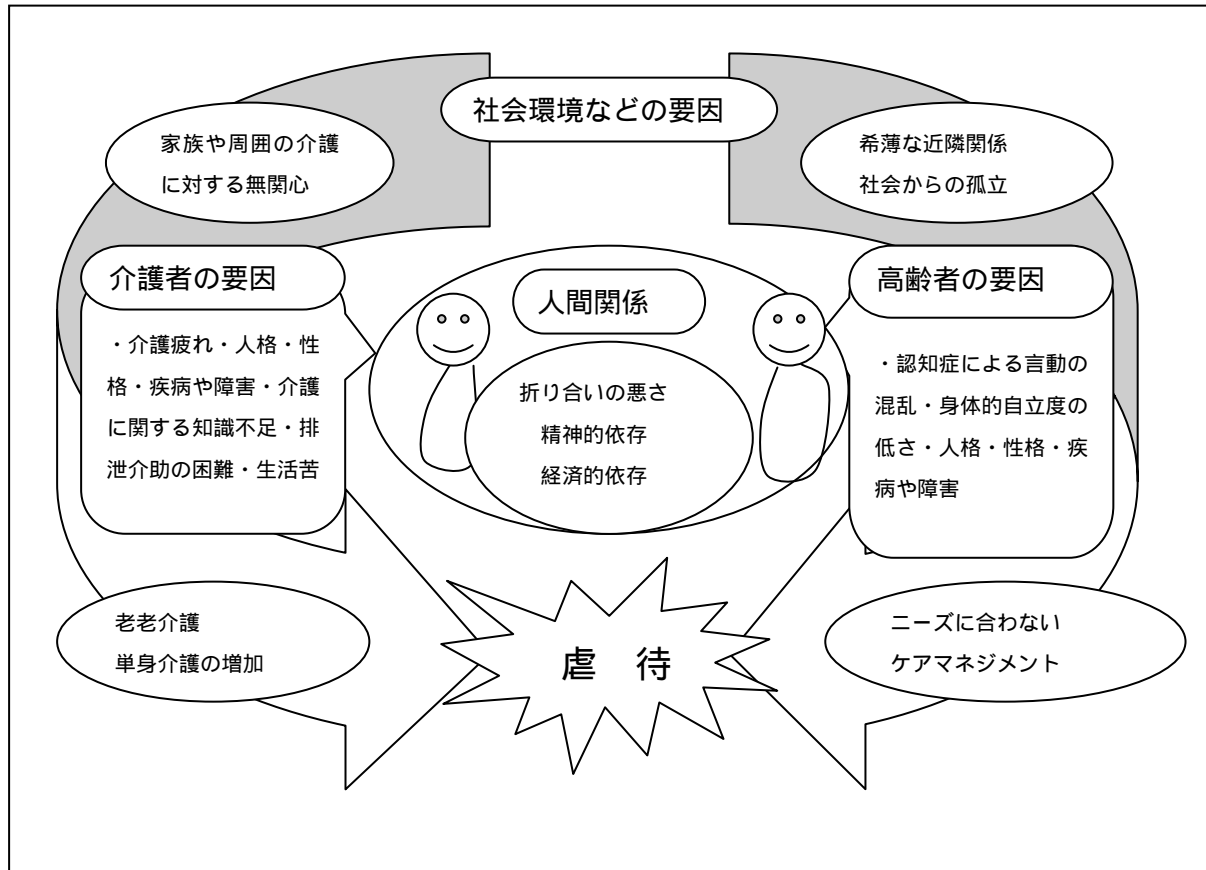
表中【具体的な例】は厚生労働省実施「家庭内における高齢者虐待に関する調査」より引用

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要

項目	内 容	
施行	平成18年4月1日(成立 平成17年11月1日、公布 平成17年11月9日)	
定義	<p>「高齢者」とは、65歳以上の者をいうこと</p> <p>「養護者」とは、高齢者を現に養護する者で養介護施設従事者等以外のものをいうこと</p> <p>「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいうこと</p> <p>「虐待」の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的虐待 介護・世話の放棄・放任 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待 	
発見	<p>養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。</p>	
通報先等	市町村（都道府県は市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助、必要な措置等を行う。）	
区分	養護者による虐待	養介護施設従事者等による虐待
通報	<p>養護者による虐待を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村に通報しなければならない。</p> <p>以外のほか、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、市町村に通報するよう努めなければならない。</p>	<p>養介護施設従事者等は、自分が働いている施設等で虐待を発見した場合</p> <p>に定める以外に、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければならない。</p> <p>それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。</p> <p>市町村は、上記による通報を受けた場合は、都道府県に報告しなければならない。</p> <p>通報職員の解雇等禁止</p>
保護等	<p>市町村は、高齢者及び養護者に対し相談、指導、助言を行う。</p> <p>市町村は事実確認の措置を講ずる。</p> <p>市町村又は市町村長は生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため施設等に入所させる等適切に措置を講ずる。</p> <p>市町村は必要な居室の確保</p> <p>市町村長の立入調査権と警察署長に対する援助要請</p>	<p>市町村長又は都道府県知事は、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。</p> <p>都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況や虐待があった時とった措置等は公表するものとする。</p>
その他	市町村は財産上の不当取引による高齢者の被害への相談等の実施	
罰則	<p>関係者の守秘義務、違反者への懲役又は罰金</p> <p>立ち入り調査等への拒否に対する罰金</p>	
見直し	施行後三年を目途に検討し、必要な措置を講ずる	

(2) 養護者による虐待の各種要因

高齢者虐待はさまざまな要因が重なり合って発生することがほとんどです。表面上の虐待行為にのみとられず、その背景にあるいくつかの要因を考察し、問題解決への手がかりを模索することが重要です。



(3) 虐待の要因のタイプ

- (介護負担蓄積型) 高齢者介護や共稼ぎ夫婦などで、不慣れな負担の多い世話を継続することに疲れてしまい、先行きに希望が持てない状況に陥り、それらの不安や不満、疲労などのストレスを高齢者に向けてしまう。
- (力関係逆転型) 子供のころ親に高圧的に育てられた、あるいは支配的な夫婦関係や嫁姑関係があった場合などでは高齢者の心身の衰えや介護をきっかけとして、それまでの力関係が逆転し虐待行為にいたってしまう。
- (支配関係持続型) 高齢者が長い間、弱い立場に置かれ、被支配的な関係が継続していた場合、高齢者の心身の衰えにより「支配 被支配」の関係が増強してしまう。
- (関係依存密着型) 親子、夫婦間の関係に多く見られるタイプ。高齢者、養護者が共依存の関係が基盤にあり、介護の負担が生じたことにより虐待行為にいたってしまう。
- (精神的障害型) 高齢者が養護者のどちらかにアルコール依存や精神障害、人格障害がある場合。